平成２９年（フ）第２５０号
山梨県甲府市丸の内２丁目１番５号　新橋ビル503
破産者　小山　敬子
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
愛知県一宮市開明字出屋敷49番地１
破産者　杉山　高広
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１９０号
愛知県稲沢市平和町嫁振465番地１　クレール嫁振Ｂ棟103
破産者　服部　篤彦
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第６１号
山口県防府市大字新田921番地の３、住民票上の住所山口県防府市大字新田922番地
破産者　上野　光甲
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１２号
福岡県大野城市筒井１丁目７番17―501号　ファミリーコーポ田中
破産者　西村　和平
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１５３号
福岡市早良区星の原団地24番506号、前住所福岡市博多区比恵町２番28号
破産者　神田　邦和
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５４６号
福岡県春日市須玖南１丁目135番地　井上ビル303号
破産者　鈴木　瑞穂
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６０５号
福岡市西区生の松原１丁目２番26―205号
破産者　田端宇喜雄
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６４２号
福岡市博多区吉塚４丁目８番36―806号
破産者　福谷　英子
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６５５号
福岡市西区愛宕２丁目14番30―２号、前住所大阪市福島区吉野４丁目９番13―707号
破産者　名古屋啓太
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８４号
長崎県大村市皆同町35番地３　ヘルパーステーション欅、旧住所長崎県大村市中里町1095番地３
破産者　池上　健次
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
鹿児島県鹿児島市吉野町8891番地22
破産者　油田　好作
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３４３号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目48番３号　ラ・レジダンス・ド・シュペルブ510号
破産者　橋口　利治
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４２３号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目25番20号
破産者　鎌田　洋一
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
釧路市緑ケ岡４丁目９番27号　遠山マンションＡ号、住民票上の旧住所釧路市住吉２丁目13番13号
破産者　古市　　智
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１８２号
盛岡市西仙北２丁目19番24号　パークサイドスズキＤ―103号
破産者　森　恵美子
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１９４号
秋田市横森４丁目11番15号
破産者　宮城幸優理（旧姓大山）
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０７号
秋田市御野場５丁目８番13号
破産者　杉山　　哲
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６号
福島県南相馬市原町区栄町３丁目97番地
破産者　鈴木　武雄
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部